

質疑 81 - 参考資料

(浸出水処理施設の建築物実施設計業務に係る特記事項)

1. 対象となる建築物の概要

- 建設地 : 高知県高岡郡佐川町加茂 2892-3 他
- 主要用途 : 管理型産業廃棄物最終処分場に係る浸出水処理施設
- 工事種別 : 新築
- 規模等 : 設置面積約 560 m²

2. 業務委託の種類、内容及び実施方法

添付の発注仕様書に示すとおりとする。

3. 業務の実施期間

実施設計業務（構造設計、設備設計を含む。）

契約日の翌日～令和6年4月30日

なお、上記期間に関わらず、令和7年8月31日までに、浸出水処理施設の建設工事を完成させ、速やかに発注者に引き渡しができるよう実施設計を行うものとする。

4. 設計業務において作成する成果物等

(成果図書及びその他の成果物。建築士法第2条第6項に規定する設計図書を含む。)

添付の発注仕様書に示すとおりとする。

5. 設計に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士※・建築設備士

【氏名】: 【資格】()建築士【登録番号】()	【氏名】: 【資格】()建築士【登録番号】()
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】: 【資格】建築設備士【登録番号】()	

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

6. 設計の一部の委託先（協力建築士事務所）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地並びに区分（一級、二級、木造）	開設者の氏名又は法人名称（開設者が法人の場合は、法人名称及び代表者の氏名）
	名称： 所在地： 区分（一級、二級、木造）：() 建築士事務所	
	名称： 所在地： 区分（一級、二級、木造）：() 建築士事務所	
	名称： 所在地： 区分（一級、二級、木造）：() 建築士事務所	

7. 業務報酬の額及び支払の時期（内訳報酬を示す場合は、内訳欄も記載する）

業務報酬：本建設工事請負契約書（以下「本契約書」という。）の請負代金額に含める。
支払の時期：本契約書各条項の定めによる。

8. 契約の解除に関する事項

本契約書各条項の定めによる。

9. 特約事項

本工事のうち、浸出水処理施設の建築物実施設計業務については、本契約書の各条項に加えて、下記①から⑦を適用する。

①著作権の帰属

成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（②において「著作物」という。）に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下「著作権等」という。）は、同法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

②著作物等の利用の許諾

受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。

(2) 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

(1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

③著作者人格権の制限

1 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

④著作権等の譲渡禁止

受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

⑤著作権の侵害の防止

1 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

⑥一括再委託等の禁止

- 1 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

⑦意匠の実施の承諾等

- 1 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される建築物若しくは本件建築物（以下「本件建築物等」という。）の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件建築物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

受注者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称

所在地

区分（一級、二級、木造）（ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号

開設者の氏名又は法人名称

（開設者が法人の場合はその代表者の氏名）